

# 名取市墓地公園 利用上の諸注意

## 使用料・管理料について

- 使用料は、使用者又は承継を受けた方が、墓地を永代にわたって使用するための金額です。  
※「墓地の永代使用」とは、市有地をお貸しするものであり、土地の所有権を譲渡するものではありません。また、墓石等の設置費用は含まれておりません。
- 使用料は、使用許可の際に1回のみ納付いただきます。納付書が届いたら、納期限までに一括納付してください。納期限までに納付が確認できない場合は、使用許可申請は無効となりますのでご注意ください。
- 管理料は、共用部分の清掃など維持管理のために、年1回納付いただく金額です。  
(初年度は月割りでの算定となります。)
- 納付された使用料および管理料は、原則として還付しません。ただし、使用許可の日から3年以内に墓地を未使用のまま返還した場合は、半額を還付します。

## 墓地使用上の遵守事項

- 使用許可を受けた後の変更や取消しはできません。
- 墓地区画内の草刈りや清掃は、使用者自身で行っていただきます。  
(通路など共用部分の草刈りや園内の植栽の剪定は、市で行います。)
- 墓地区画内に植栽はできません。
- お供え物は必ずお持ち帰りください。
- 芝生墓地では、決められた場所以外での焼香はできません。
- 使用者が住所を変更した場合や、亡くなった場合などは、市への届出が必要となります。
- 墓地使用权は、相続人・祭祀を主宰する方が承継する場合を除き、譲渡や転貸はできません。
- 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓地の使用許可を受けた方の姓とします。
- 墓石等を建立する時期について期限はありません。また、石材店の指定はありません。
- 墓地の使用にあたっては「名取市墓地公園条例」等の規定を遵守し、適正に使用してください。

## 注意事項 <重要>

- 管理料を3年以上滞納した場合は、使用許可が取り消されます。
- 使用者が亡くなった場合は、親族や縁故者の方は、承継の手続きが必要となります。  
(市の調査確認等により承継者がいない場合は、使用許可が取り消されます。)
- 墓地の申込みは、原則として1世帯につき1区画となります。重複申込みや虚偽等の不正申込みをされた場合は、無効となります。

## 名取市墓地公園条例の主な内容

### （使用の許可） 条例第5条

- 墓地を使用しようとする人は、市長の許可（使用許可）を受けなければなりません。

### （墓地の返還） 条例第10条

- 使用者は、墓地が不要になった場合は、速やかに市長に届け出て、当該墓地を原状に回復し、市に返還しなければなりません。

### （使用許可の取消し） 条例第11条

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可が取り消されます。
  - （1） 使用者が墓地を目的以外に使用したとき。
  - （2） 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
  - （3） 墓地を使用する権利を、承継の手續によることなく他人に譲渡し、又は転貸したとき。
  - （4） 管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。
  - （5） 使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても、祭祀を主宰する者がいないとき。
  - （6） 使用者の住所が不明となり10年を経過しても、祭祀を主宰する者がいないとき。
  - （7） 前各号に掲げる場合のほか、条例又は規則の規定に違反したとき。

使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、遅滞なく当該墓地を原状に回復し、市に返還しなければなりません。

### （損害賠償等） 条例第19条

- 墓地公園内の土地、施設、樹木等を故意又は過失により毀損した人は、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

### （過料） 条例第23条

- 次の各号のいずれかに該当する人は、5万円以下の過料に処せられます。
  - （1） 条例第5条から第9条までの規定に違反して墓地を使用した人
  - （2） 使用許可を偽りその他不正の手段により受けた人

また、詐欺その他不正の行為により、使用料又は管理料の徴収を免れた人は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処せられます。